

在宅高齢者の居宅改善費を助成

高齢者いきがい課 224-5809

高齢者の皆さんの居宅を改善する場合に、経費を助成します。

助成決定前の工事着手は、助成の対象になりません。事前の申請が必

要です。

対象となる工事：手すりの取り付け

▼床の段差解消や滑り防止のため

の床材の変更▼浴槽と洗いの高

低差の改善など

対象：市内在住で、次の要件を満た

す在宅の65歳以上

①介護保険の要介護または要支援

に該当しない

②対象者・同居者それぞれの市民

税所得割額が、十万円以下

助成額：対象経費の二分の一以内

(限度額十五万円)

申し込み：高齢者いきがい課(本庁

舎一階)で配布する申請書に必要

事項を記入し、4月1日(金)から干

350・8601川越市役所高

齢者いきがい課(郵送可)

*助成金額が予算枠を超えた場合

は、その時点で締め切ります。

組織改正と執務場所変更のお知らせ

行政改革推進課 224-5505

4月から、下記のとおり組織改正を行います。その概要と改正に伴う執務場所の変更について、お知らせします。

課などの見直し

●川越駅西口まちづくり推進室を新設(都市計画部)

川越駅西口駅前および西口周辺整備を総合的に推進するため、川越駅西口整備事務所と拠点施設推進室を統合し、川越駅西口まちづくり推進室を新設します。

●健康づくり支援課に予防接種担当を新設(保健医療部)

予防接種事業を充実させるため、総合保健センター健康づくり支援課に予防接種担当を新設します。

組織および執務場所の変更(4月1日(金)から)

今までの組織	新しい組織	執務場所
拠点施設推進室	川越駅西口まちづくり推進室 245-6011	新宿町1丁目12-10 *現在の川越駅西口整備事務所。
川越駅西口整備事務所		

執務場所の変更(4月4日(月)から)

変更になる課	変更前	変更後
福祉推進課	本庁舎1階	本庁舎4階

国勢調査の速報値を公表します

情報統計課 224-5561



国勢調査の結果が、下記のとおり県から発表されました。今回公表された数値は速報値です。今後、詳細な集計を行った後に公表される確定値とは、異なる場合があります。なお、男女別や年齢別の人口などは、確定値で公表されます。ご協力ありがとうございました。

●川越市(平成22年10月1日現在)

人口	342,714人(333,795人)
世帯数	137,115世帯(125,112世帯)

* ()内は、前回(平成17年)の結果。

●県内主要市の状況(人口の多い5市)

①さいたま市	1,222,910人
②川口市	500,311人
③川越市	342,714人
④所沢市	341,900人
⑤越谷市	326,423人

国勢調査Q&A

Q. 国勢調査の人口と広報川越に掲載された人口が異なるのは、なぜですか？

A. 昨年10月25日発行の広報川越・No.1233に掲載した、平成22年10月1日現在の人口は342,318人、世帯数は141,196世帯で、今回の速報値とは一致しません。広報川越に掲載している人口・世帯数は、市に届け出があった住民登録の数値を用いています(外国籍市民を含む)。これに対し、国勢調査では住民登録と関係はなく、その場所にふだん住んでいる人を対象にしています。また、病院や福祉施設などは、入院患者数や入所者数にかかわらず、棟ごとにまとめて1つの世帯として調査しています。このため、広報川越に掲載している人口・世帯数と結果が異なっています。

収納窓口の時間延長

市税・国保税Ⅱ収納課収税第一担当 ☎224-5691
 後期高齢者医療保険料Ⅱ医療助成課 ☎224-5842
 介護保険料Ⅱ介護保険課資格担当 ☎224-5817

4月18日(月)から22日(金)まで、市税・国民健康保険税(国保税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の収納窓口を、午後7時まで延長します。昼間に納付が困難な方は、ご利用ください。また、納税・納付相談も行います。

計画停電により収納窓口の延長ができない場合があります。来庁する前に、それぞれの担当課にお問い合わせください。

受付窓口：収税課⑥番窓口(本庁舎二階) ▼医療助成課⑤番窓口(本庁舎二階)
 ▼介護保険課⑧番窓口(本庁舎一階)

年金天引きによる仮徴収

国民健康保険税Ⅱ国民健康保険課管理賦課担当 ☎224-5833
 介護保険料Ⅱ介護保険課資格担当 ☎224-5817
 後期高齢者医療保険料Ⅱ医療助成課 ☎224-5842
 個人住民税Ⅱ市民税課個人住民税担当 ☎224-5640

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が平成22年度に年金天引きとなっていた方は、4月から仮徴収(年金天引き)を行います。仮徴収する額は、2月の年金天引きと同額で、本徴収に組み込まれます。

こども医療費を助成

医療助成課 ☎224-5842

子供たちが健康で元気に育つことを願い、医療費の一部を助成しています。医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合、保護者からの申請が必要です。診療月から五年経過した医療費の申請はできません。

対象：市内に住所があり、健康保険に加入している子供

助成期間：通院Ⅱ小学三年生まで

入院Ⅱ15歳になって最初に迎える3月末日まで

国保の手続きを忘れずに

国民健康保険課資格付担当 ☎224-5836

国民健康保険(国保)に加入、国保を脱退する場合は、国民健康保険課(本庁舎一階)・出張所・連絡所で手続きが必要です。

国保に加入する場合

退職などにより勤務先の健康保険を脱退する場合は、脱退日以後に国保加入の届け出が必要です。

●届出に必要な物

- ①健康保険資格喪失証明書Ⅱ今まで加入していた健康保険の脱退日を証明した書類
- ②身分証明書Ⅱ運転免許証など顔写真付きの物
- ③年金証書Ⅱ65歳未満で厚生年金や共済年金を受給している方のみ
- ④委任状Ⅱ別世帯の方が手続きする場合のみ

*委任状が必要または②を持参していない場合は、保険証を書留郵便で送付します。

*退職後も会社などの健康保険に継続して加入できる制度(任意継続制度)があります。勤務先の健康保険担当部署にお尋ねください。

国保を脱退する場合

就職などで勤務先の健康保険に加入した場合は、加入日以後に国保脱退の届け出が必要です。

●届出に必要な物

- ①新たに加入した健康保険の保険証
- ②今まで使用していた国保の保険証
- ③委任状Ⅱ別世帯の方が手続きする場合のみ

引越しの場合

市外からの転入・転出手続きに併せて加入・脱退の手続きを行います。それまでの保険証は、転入日または転出日以後、使えなくなります。

東田町・地区計画案の縦覧

都市計画課 ☎224-5945

東田町地区(一部)の土地利用の方針などを定めた、地区計画の原案の縦覧を行います。

都市計画の種類：川越都市計画地区

計画の変更(川越市決定)

縦覧期間：4月1日(金)～15日(金)

縦覧場所：都市計画課(本庁舎五階)

●意見書の提出

意見書は、縦覧場所に提出してください。

受付期間：4月1日(金)～22日(金)

対象：土地所有者または利害関係のある方

*意見書の様式は、縦覧場所配布します。

国民年金の届け出・納付は忘れずに

市民課国民年金担当 ☎224-5764

20歳から60歳までの方が加入する国民年金。加入する年金の種類は第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。



こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所、 第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険 資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養になった	種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に確認
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑
口座振替にしたい	納付方法 の変更	銀行・郵便局などの金融機関または 年金事務所	預(貯)金通帳・届け出印・年金手帳 など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	年金手帳など

*会社に就職したり、配偶者の扶養になったりした場合は、勤務先で手続きしてください。

■平成23年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額15,020円(年額180,240円)です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター ☎248-1165にお尋ねください。

国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割り引きされる制度があります。

■ご存知ですか？ 学生納付特例

20歳以上の学生で、本人による保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に必要事項を記入し、埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校などが変わった方、申請書が届かなかった方は、下記受付窓口での申請が必要です。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限有り)

用意する物…学生証(新学年の物)または在学証明書・年金手帳・印鑑

受付窓口…市民課・出張所・連絡所

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- ごみの祝日収集のお知らせ 収集管理課 ☎239-5058
4月29日(祝)=可燃ごみ(火・金コース)・その他プラスチック製容器包装(金コース)。
- 平成22年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132
テーマは「川越市の小中学校、図書館に係る財務に関する事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで見ることができます。
- 市民アンケート結果(市内在住の成人3,000人を対象に実施)の閲覧 広聴課 ☎224-5011
結果は、広聴課(本庁舎3階)・図書館・市ホームページで閲覧できます。ご協力ありがとうございました。
- 市と市民の皆さんが協力して地域の課題に取り組む、協働事業を募集(4月11日(月)～5月10日(火)) 市民活動支援課 ☎224-5705
対象は、市内に事務所または活動場所があり公益的な活動を行う、5人以上で構成された市民活動団体等(宗教・政治・選挙活動を目的としない)。4月11日から市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項に必要事項を記入し、必要書類を添付して同課。
- 洪水ハザードマップ(洪水予報の伝達方法・避難場所などを記載した地図)を作成しました 河川課 ☎224-6041
市内を流れる荒川・入間川・新河岸川の河川がはんらんした場合の、浸水想定区域等を表示しています。出張所・市ホームページで見ることができます。
- 人権擁護委員による特設人権相談(離婚・内縁・婚姻・家庭不和・相続など) 人権推進課 ☎224-5579
4月13日(水)、午後1時～4時。中央公民館。当日直接同館。問い合わせは、さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824。
- 外国籍市民相談の生活相談(日本語・スペイン語)が始まりました(「日本語・英語」は終了しました) 文化振興課 ☎224-5506
毎月第1・3金曜日、午後1時～6時。国際交流センター。市内在住・在勤の外国籍市民。電話相談可 ☎228-7723。
- 訂正 3月10日発行の広報川越No.1242・7ページ、小江戸川越春まつり「山車の展示と居囃子」 観光課 ☎224-5940
誤…新富町2丁目・徳川家光の山車 正…新富町1丁目・徳川家光の山車。

市政にゆず

小江戸いんぷお

情報アラカルト

施設情報

保健・健康

市内全12駅の バリアフリー化が完了

都市交通政策課 ☎224-5519



南古谷駅の多機能トイレ 川越市駅入り口のスロープ

南古谷駅・川越市駅にバリアフリー設備を設置しました。これで市内全12駅のバリアフリー化が完了し、障害者・高齢者・乳幼児連れの方にやさしい駅になりました。工事期間中のご協力ありがとうございました。

南古谷駅

改札内に多機能トイレを設置。3月7日から利用できるようになりました。

川越市駅

改札内・上下線ホームにエレベーターを1基ずつ、駅舎入口にスロープ、改札内に多機能トイレを設置。3月29日(火)(予定)から利用できるようになります。

住宅改修資金の一部補助

商工振興課 ☎224-5934

地域経済対策の一環として、市内施工業者を利用し、市内に所有する個人住宅の改修工事を行った場合、費用の一部を補助します。工事着工の二週間前までに申請してください。

補助期間：4月1日(金)～

*補助金額が予算枠を超えた時点で締め切ります。

対象工事：市内施工業者が行う、二十万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事

対象(すべてに該当する方)

①申込日現在、川越市に住民登録ま

たは外国人登録がある

②個人住宅所有者で、補助対象の住宅に居住している

③申込日現在、固定資産税・都市計画税の滞納がない

④対象工事で、市から同様の補助金を受けていない

⑤対象工事が、来年2月29日までに完了

⑥過去に、この制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用のうち百分の五に相当する額で、八万円を限度(千円未満切り捨て)

申し込み：商工振興課(本庁舎五階)

で配布する申請書類に必要事項を

記入し、4月1日から同課
*市ホームページからダウンロードすることもできます。

新斎場建設基本構想(案)に対する意見募集

新斎場建設準備室 ☎224-6144

☎224-6705

新斎場建設のための基本的な事項を定める「川越市新斎場建設基本構想」の策定に取り組んでいます。このたび同構想の素案がまとまりましたので、意見を募集します。

現在の斎場は、建築から約三十四年が経過し、老朽化が進んでいます。このままでは、今後の需要に対応することが難しくなります。速やかに斎場を整備する必要があることから、同構想を策定するものです。

●構想案の概要

火葬炉数	十二基 (予備炉二基を含む)
火葬棟	
延床面積	約五千五百平方メートル
敷地面積	約二万七千平方メートル

施設整備目標

全体の目標を「心やすらかに別れの時を感じる事ができる斎場を整備します」と定め、主に次の項目に配慮していきます。

①告別室・収骨室等を個別に設置し、プライバシーに配慮した整備

②眺望等を工夫し、送る人々へ配慮した待合室等の整備

③人と環境にやさしく、地域に受け入れられる施設整備

*建設予定地については、都市計画決定手続きの中で意見をいただく予定です。

●意見募集

閲覧・募集期間：4月25日(月)まで
閲覧場所：新斎場建設準備室(本庁舎三階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

*市ホームページでも、閲覧できます。

対象：市内在住・在勤・在学

意見の提出方法：住所・氏名・連絡先を明記し、〒350-8601

川越市役所新斎場建設準備室(郵送・ファクス・メール可)

*意見書の用紙は、閲覧場所等で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の構想策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめ

公表し、個別の回答は行いません。

なお、個人情報公表しません。

災害時の避難を支援します

防災危機管理課 ☎224・5554

災害時に援護が必要な方を支援する「災害時要援護者避難支援制度」を始めます。

この制度は、災害時に、状況の把握や判断が困難な方、障害や体力の衰えなどにより自力で避難することが困難な方を、地域の皆さんの協力を得て支援するものです。

支援を希望する方は、事前に登録が必要です。登録した方の情報は、本人の同意のもと地域の自治会・民生委員児童委員などの支援団体に提供し、災害時に備えた避難支援活動に役立てます。

該当すると思われる方には、登録申請書などを郵送します。

対象

- 介護が必要で、65歳以上のみの世帯（一人暮らしを含む）
 - 75歳以上のみの世帯
 - 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある方
 - 右記以外の身体障害者手帳1級または2級の方
 - 療育手帳④またはAの方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- *施設や病院などに長期入所・入院している方は、対象になりません。

要援護者の支援にご協力を

災害時には、地域の皆さんの協力が必要です。安否の確認や避難時の介助などの支援活動に、ご協力ください。

発達障害児の相談窓口を開設

子育て支援課 ☎224・5821

子供（18歳未満）の発達障害の早期発見と支援のため、相談や情報提供を行う専門相談窓口を開設します。

相談員が県発行の「サポート手帳」などを使い、本人と親の不安解消につながるようサポートします。子育て・就学・就職・医療・サービスなどについて、相談できます。

相談には、あらかじめフアックスでの予約が必要です。

対象：保育園・幼稚園・学校などに通う子供、保護者、保育士など

相談時間：毎週火曜日、午前10時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

相談場所：みよしの授産学園

予約開始：4月1日（金）から随時

申し込み：NPO法人チューリップ

元気の会 ☎246・2050

増美保育園本川越分園を開設

保育課 ☎224・5827

増美保育園（法人立）の本川越分園開設に伴い、新たな入園・転園申請

を受け付けます。同園へ入園を希望する方は、直接保育課（本庁舎2階）にお越しくください。

保育内容については、増美保育園 ☎245・2740（午前9時～午後4時）にお尋ねください。

分園の所在地：新富町二丁目三二-

三

保育開始予定日：5月2日（月）

入園年齢：0歳児（八か月～）・1歳児

路上喫煙はやめましょう

市では、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域（道路や公園など屋外の公共の場所）で路上喫煙をしないように努めなければなりません。

左図の「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、過料二千元の罰則規定が適用されます。



定員：十六人

開園時間（延長含む）：平日 午前7時～午後7時 ▼ 土曜日 午前7時30分～午後1時

*土曜日の保育・2歳児からの保育は、増美保育園本園（岸町三丁目二八・一）で行います。

申し込み：保育課・市内認可保育園にある保育園入園申し込み書類または保育園転園申請書に必要事項を記入し、4月8日（金）までに同課

資源循環推進課 ☎239・6267

立っている場合のたばこを持つ手は、幼児の顔と同じくらいの高さです。歩きながらの喫煙は、他人の衣服を焦がすだけでなく、周囲の人にやけどを負わせる危険があります。

吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の危険もあります。また副流煙は、周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、ちらしなどによる指導・啓発を行っています。

市内の観光情報

観光課 ☎224-5940

仲町観光案内所がオープン



仲町観光案内所



仲町観光案内所と鍛冶町広場は、通路でつながり、相互に行き来することができます

4月1日(金)から、旧笠間家住宅を活用した「仲町観光案内所」がオープンします。これに合わせて、北側の仲町公共事業用地を整備しました。

仲町観光案内所は、川越駅・幸町・本川越駅に引き続き、市内4

か所目の観光案内所。観光案内だけでなく、蔵造り商家の名残を間近で見ることができます。一方、仲町公共事業用地は、旧十ヶ町名にちなんで「鍛冶町広場」と命名。一番街通りに面し、市民や観光客の皆さんの休憩場所として利用できます。

利用時間

- 仲町観光案内所
午前9時30分～午後4時30分
(無休)
- 鍛冶町広場
午前9時～午後5時
(午後5時以降は施設します)

ときもとヌウが観光タッグ!

3月9日、川越市マスコットキャラクター「ときも」と、さいたま市PRキャラクター「つながりぬウ」による広域観光協定調印式が行われました。

同式は、観光推進のため、近隣自治体と広域観光連携を進める事業の一環として行われたものです。

これからは、両キャラクター仲良く協力し合い、両市の観光振興に関わっていきます。



▲ 調印を終えて、記念撮影

◀ 調印書には、それぞれの印が押してあります

- 小仙波(小仙波九四七) ☎227-7878
- 連雀町(連雀町三) ☎229-5332
- キングス・ガーデン(寺井二四〇) ☎299-6760
- みずほ(今福二七四五) ☎241-3676
- かすみ(安比奈新田二八三) ☎234-8181
- みなみかぜ(吉田二〇四) ☎239-0003

地域包括支援センターでは、介護・福祉などに関する相談を行っています。高齢者が介護を必要としない生活を続けていけるよう、介護が必要になっても個々の心身状態に応じて必要なサービスを受けられるよう、支援を行います。

対象：65歳以上

支援内容
主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが支援します。
○ 介護予防・高齢者福祉・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談
○ 地域の関係機関やケアマネジャーとのネットワークづくり
○ 要支援認定者のケアプランの作成、介護予防サービスの調整

地域包括支援センターの連絡先
住所によって、支援するセンターが決まります。



ご利用ください 地域包括支援センター

高齢者いきがい課 ☎224-5809